

山梨県公報

号外第七十二号

平成十五年

十一月二十八日

金 曜 日

目 次

教育委員会

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

平成十五年十二月に支給する期末手当の特例に関する規則

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第七号

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	庁 中 一 般
平成十五年十一月二十八日	教 育 事 務 所
	県 立 学 校
	公 立 小 学 校
	公 立 中 学 校

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程(昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「三九〇円」を「三八〇円」に改める。

人事委員会

別表中「二、八九〇円」を「二、八三〇円」に、「二、五四〇円」を「二、四九〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第八の二医療職給料表(二)の項一級の欄中「十二号給」を「十一号給」に改め、同表福祉職給料表の項一級の欄中「十三号給」を「十二号給」に改める。

別表第十一を次のように改める。

別表第十一 調整基本額表（第三十条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,298円
4 級	9,800円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,300円
8 級	11,900円
9 級	12,900円
10 級	13,600円
11 級	15,400円

ロ 医療職給料表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,615円、3号給11,061円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,311円
3 級	15,400円
4 級	16,600円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,947円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,243円、2号給9,562円
4 級	10,200円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,000円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,840円、3号給7,092円、4号給7,353円、5号給7,632円、6号給8,001円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,050円、3号給8,428円、4号給8,847円、5号給9,103円、6号給9,369円、7号給9,634円
3 級	10,300円。ただし、1号給9,940円、2号給10,251円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,400円

ホ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,052円、3号給6,250円、4号給6,480円、5号給6,763円、6号給7,101円、7号給7,483円、8号給7,888円
2 級	9,700円。ただし、2号給8,257円、3号給8,698円、4号給9,108円、5号給9,517円
3 級	11,500円。ただし、1号給11,479円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号給15,318円

へ 福祉職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,800円。ただし、1号給6,624円、2号給6,835円、3号給7,083円、4号給7,339円、5号給7,614円
2 級	9,800円。ただし、1号給8,550円、2号給8,874円、3号給9,198円、4号給9,526円
3 級	10,200円
4 級	11,300円
5 級	11,900円
6 級	12,900円

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。
- (施行日における昇格又は降格の特例)
- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則第二十五条の二又は第二十五条の三の規定を適用する。

山梨県人事委員会規則第二十号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第四の二教育職給料表(四)の項一級の欄中「十一号給」を「十号給」に改める。
別表第七を次のように改める。

別表第七 調整基本額表 (第二十七条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給7,236円、3号給7,591円、4号給8,046円、5号給8,532円、6号給8,878円、7号給9,207円
2 級	11,100円。ただし、2号給9,126円、3号給9,522円、4号給9,922円、5号給10,350円、6号給10,773円
3 級	12,600円。ただし、1号給11,371円、2号給11,952円、3号給12,523円
4 級	13,500円。ただし、1号給12,852円
5 級	16,200円

ロ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3 級	12,700円(条例別表第二の備考(二)に定める職員にあつては、13,000円)
4 級	14,100円

ハ 教育職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、5号給8,599円、6号給8,910円、7号給9,225円、8号給9,558円、9号給9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円
3 級	12,300円(条例別表第三の備考(二)に定める職員にあつては、12,500円)。ただし、1号給12,150円(同表の備考(二)に定める職員にあつては、12,500円)
4 級	13,700円

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。
- (施行日における昇格又は降格の特例)
- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則第二十二條の二又は第二十二條の三の規定を適用する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
別表第十を次のように改める。

別表第十 調整基本額表(第二十四條の四関係)

公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,200円。ただし、2号給7,051円、3号給7,348円、4号給7,668円、5号給7,983円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,744円、3号給8,068円、4号給8,478円、5号給8,923円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,932円、3号給9,297円、4号給9,661円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,395円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,300円
8 級	12,800円
9 級	13,200円
10 級	14,000円

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日には昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則第二十一条の二又は第二十一条の三の規定を適用する。

山梨県人事委員会規則第二十二号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則

(給料月額の切替え)

第一条 山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第五十五号)附則第二項、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第五十六号)附則第二項及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第五十七号)附則第二項に規定する施行日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)別表第一の備考(一)又は別表第三の備考(一)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」といふ。)は、次のとおり算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との} \\ & \text{差額} \times \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号} \\ & \text{の者の属する職務の級の} \\ & \text{給下位の号給との差額} + \text{施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給} \\ & \text{の額} \end{aligned}$$

(期間の通算)

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第八条の五第二項ただし書、山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十七号)附則第三項から第五項まで、山梨県学校職員給与条例第八條第二項ただし書、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十八号)附則第三項から第五項まで、山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)第八条の四第二項ただし書又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十九号)附則第三項から第五項までの規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第三十一号)は、廃止する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員		2 項 職 員
	1 種	2 種	
1 年 未 満	269,300 ^円	216,700 ^円	50,200 ^円
1 年 以 上 2 年 未 満	269,300	216,700	50,200
2 年 以 上 3 年 未 満	269,300	216,700	50,200
3 年 以 上 4 年 未 満	269,300	216,700	50,200
4 年 以 上 5 年 未 満	269,300	216,700	50,200
5 年 以 上 6 年 未 満	269,300	216,700	50,200
6 年 以 上 7 年 未 満	269,300	216,700	48,400
7 年 以 上 8 年 未 満	269,300	216,700	46,600
8 年 以 上 9 年 未 満	269,300	216,700	44,800
9 年 以 上 10 年 未 満	269,300	216,700	43,000
10 年 以 上 11 年 未 満	269,300	216,700	41,200
11 年 以 上 12 年 未 満	269,300	216,700	39,400
12 年 以 上 13 年 未 満	269,300	216,700	37,600
13 年 以 上 14 年 未 満	269,300	216,700	35,800
14 年 以 上 15 年 未 満	269,300	216,700	34,400
15 年 以 上 16 年 未 満	269,300	216,700	33,000
16 年 以 上 17 年 未 満	265,300	213,400	31,600
17 年 以 上 18 年 未 満	261,300	210,100	30,200
18 年 以 上 19 年 未 満	257,300	206,800	28,800
19 年 以 上 20 年 未 満	253,300	203,500	27,400
20 年 以 上 21 年 未 満	249,300	200,200	26,000
21 年 以 上 22 年 未 満	239,300	192,900	25,400
22 年 以 上 23 年 未 満	229,200	185,300	24,800
23 年 以 上 24 年 未 満	219,400	178,300	23,900
24 年 以 上 25 年 未 満	209,400	170,800	23,200
25 年 以 上 26 年 未 満	199,400	163,600	22,600
26 年 以 上 27 年 未 満	185,700	152,400	22,000
27 年 以 上 28 年 未 満	172,200	141,800	21,400
28 年 以 上 29 年 未 満	158,700	130,900	20,700
29 年 以 上 30 年 未 満	145,000	119,800	20,400
30 年 以 上 31 年 未 満	130,000	108,200	20,000
31 年 以 上 32 年 未 満	115,000	96,400	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	100,200	84,900	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	75,400	65,400	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	52,500	47,500	16,900

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第3条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第1条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第1条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第四十九号）第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例（平成十四年山梨県条例第五十号）第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例（平成十四年山梨県条例第五十一号）第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例（次条第二項において「平成十四年改正後の職員給与条例等」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第四十九号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十一号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第五十五号）の施行

の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第五十六号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第五十七号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第二項中「定める日」の下に、「次項において同じ。」を加え、「当該異動又は公署等の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署等の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の職員給与条例等の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 職員給与条例第二十五条の二第一項、学校職員給与条例第十六条の五第一項及び警察職員給与条例第二十二条の二第一項に規定する異動又は公署等の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第四十九号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年山梨県条例第五十一号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 職員給与条例第二十五条の二第一項、学校職員給与条例第十六条の五第一項及び警察職員給与条例第二十二条の二第一項に規定する異動又は公署等の移転の日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第五十五号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第五十六号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第五十七号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

附則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十五号

平成十五年十二月に支給する期末手当の特例に関する規則を次のように定める。

平成十五年十一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

平成十五年十二月に支給する期末手当の特例に関する規則

(改正職員給与条例附則第五項第二号等に掲げる額を調整額に含めない職員)

第一条 山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第五十五号。以下「改正職員給与条例」という。)(附則第五項、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第五十六号。以下「改正学校職員給与条例」という。)(附則第五項及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第五十七号。以下「改正警察職員給与条例」という。)(附則第五項(第四条にお

いて「改正職員給与条例附則第五項等」という。)(の人事委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第三十一条後段若しくは第三十四条第六項、改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第二十一条第六項若しくは第二十二条第一項後段又は改正警察職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第二十九条後段若しくは第三十二条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)(までの期間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正職員給与条例第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十一条後段、第三十三条第一項後段若しくは第三十四条第六項、改正学校職員給与条例第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例第二十一条第六項、第二十二条第一項後段若しくは第二十二條の四第一項後段又は改正警察職員給与条例第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例第二十九条後段、第三十一条第一項後段若しくは第三十二条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務し

た期間であるものを含む。)(以外の職員とする。

一 県の特別職の職員

二 国家公務員

三 他の地方公共団体の職員

四 山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十三号)の適用を受ける職員又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十六年山梨県条例第七号)の適用を受ける職員

五 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者

(新たに職員となつた者の改正職員給与条例附則第五項第一号等の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第二条 改正職員給与条例附則第五項第一号、改正学校職員給与条例附則第五項第一号及び改正警察職員給与条例附則第五項第一号(以下「改正職員給与条例附則第五項第一号等」という。)(の人事委員会規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正職員給与条例附則第五項第一号等の人事委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)(のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正職員給与条例附則第五項第一号等の月数の算定)

第三条 改正職員給与条例附則第五項第一号等の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)(の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号、第四号又は第五号に掲げる者

(以下この号及び次条において「特別職等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち特別職等として勤務した期間(同項において「特定特別職等期間」という。)を除く。)

- 二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。(専従休職期間(同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤職員期間(山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)以下この項において「職員給与条例」という。)、第三十六条、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)以下この項において「学校職員給与条例」という。))第二十四条又は山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)以下この項において「警察職員給与条例」という。))第三十四条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、公益法人等派遣期間(公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)次条において「公益法人等派遣条例」という。))第二条第一項の規定により派遣されていた期間をいう。))又は無給休暇期間(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第十六条又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)第十七条に規定する無給休暇の期間をいう。))
- 三 停職期間(地方公務員法第二十九条第一項から第三項までの規定により停職にされていた期間をいう。))
- 四 職員給与条例附則第五項、学校職員給与条例附則第五項、警察職員給与条例附則第七項、山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)第十条、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十五条第三項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十六条第三項の規定により給与を減額された期間
- 五 職員給与条例第四条、学校職員給与条例第十八条又は警察職員給与条例第四条の規定により給与を減額された期間

2 改正職員給与条例附則第五項第一号等の人事委員会規則で定める月数は、平成十五年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- 一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(特定特別職等期間のある月にあつては、同項第一号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月
- 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(特定特別職等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(特定特別職等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正職員給与条例附則第五項第一号等に規定する合計額に百分の一・〇五を乗じて得た額(第五条において「改正職員給与条例附則第五項第一号等基礎額」という。))に満たないもの(権衡職員についての特例)

第四条 改正職員給与条例附則第六項、改正学校職員給与条例附則第六項及び改正警察職員給与条例附則第六項の他の職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの期間の全期間が公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された期間であつて、当該派遣期間中給料の全額を支給された職員
- 二 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間に特別職等から人事交流等により引き続き新たに職員となつた者
- 三 公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間に職務に復帰した職員
- 2 改正職員給与条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正職員給与条例附則第五項、改正学校職員給与条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正学校職員給与条例附則第五項及び改正警察職員給与条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正警察職員給与条例附則第五項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、これらの額によりことが著しく不相当であると認められる場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。
 - 一 前項第一号及び第三号に掲げる者 派遣がなかつたものとした場合における改正職員給与条例附則第五項等の規定の例による調整額
 - 二 前項第二号に掲げる者 特別職等に係る給与に関する条例又は規程の改正職員給与条例附則第五項等の規定に相当する規定の例による改正職員給与条例附則第五項等に規定する調整額に相当する額

3 前項の場合においては、第一項第二号に掲げる者にあつては特別職等から人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該特別職等に係る給与に関する条例又は規程の改正職員給与条例附則第五項等の規定に相当する規定の例における基準日に相当する日と、第一項第三号に掲げる者にあつては職務に復帰した日の前日を改正職員給与条例附則第五項等の規定の例における基準日とみなす。

(端数計算)

第五条 改正職員給与条例附則第五項第一号等基礎額又は改正職員給与条例附則第五項第二号、改正学校職員給与条例附則第五項第一号若しくは改正警察職員給与条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第六条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

(規則の廃止)

2 平成十五年三月に支給する期末手当の特例に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第三十五号)は、廃止する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番